



# 負担軽減措置について



令和8年4月作成  
高知県警察本部生活安全部  
生活安全企画課  
許可等事務担当室 保安係

## 代理人、郵送による手続が可能なもの

1	猟銃等講習会(初心者講習会、経験者講習会)の受講申込み
2	教習資格認定証の交付 猟銃用火薬类等譲受けの申請(教習射撃目的のみ) 猟銃用火薬类等譲受許可証の交付
3	技能講習の受講の申込み 技能講習通知書の交付
4	技能講習修了証明書の交付
5	猟銃・空気銃所持許可証の受領(新規所持者のみ)
6	講習修了証明書の書換え又は再交付の申請
7	教習資格認定証の書換え又は再交付の申請
8	技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請



## 代理人による場合

- 代理で行う手続ごとの「**委任状**」が必要
- 代理人本人であることを確認するための「**身分証**」が必要  
運転免許証、住民票の写し、戸籍謄本又は戸籍抄本(戸籍の附票の写しが添付されているものに限る)

## 郵送による場合

郵送による所持許可証等の交付を受ける場合は、警察署から所持許可、教習資格の認定及び技能講習の修了に関する通知がされた後、自分の住所、氏名を記載して、**郵送に必要な額の郵便切手を貼付した送付用封筒**を警察署に送付する必要があります。

警察署は、その封筒に書類を入れて、郵便局の簡易書留で皆様の元へ発送します。

交付物件	送付用封筒(サイズ)	郵送に必要な切手の額	備考
猟銃・空気銃所持許可証	長形3号以上 (長さ23.5cm 幅12cm)	送付用切手額基本料金 + 簡易書留料金  ※ 「技能講習通知書」に 限り、普通郵便で可能。	申請者負担
講習修了証明書 技能講習通知書 ※ 技能講習修了証明書 教習資格認定証 猟銃用火薬类等譲受許可証	角形2号以上 (長さ33.2cm 幅24cm)		

# 各種手続の流れ

申請等内容	手続の流れ	必要書類等
猟銃等講習会(経験者)の受講申込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下記受付時間内に、住所地警察署に電話予約 ※受講希望日の1月前から14日前までの間</li> <li>○ 右記の必要書類を郵送 ※書類は受講日の14日前までに警察署に到着させること</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 猟銃等講習受講申込書 1通</li> <li>2 写真 1枚 ※申込書に添付</li> <li>3 高知県収入証紙 <b>3,000円分</b> ※申込書の裏面に貼付</li> </ol> <p>◎講習用教材(テキスト)は原則当日配布</p>
猟銃等講習会(初心者)の受講申込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下記受付時間内に、住所地警察署に電話予約 ※受講希望日の1月前から14日前までの間</li> <li>○ 右記の必要書類を郵送 ※書類は受講日の14日前までに警察署に到着させること</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 猟銃等講習受講申込書 1通</li> <li>2 写真 1枚 ※申込書に添付</li> <li>3 高知県収入証紙 <b>6,900円分</b> ※申込書の裏面に貼付</li> <li>4 テキスト(重量約330g)送信用封筒(角形2号又はレターパック)</li> </ol>
教習資格認定証の交付 + 猟銃用火薬類等譲受許可申請等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 右記の必要書類を郵送 ※認定証の交付を郵送希望で、同教習に使用する火薬類等を、郵送で申請する場合</li> </ul> <p>◎教習資格認定申請書は、住所地警察署で申請してください</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 猟銃用火薬類等譲受許可申請書 1通</li> <li>2 高知県収入証紙 <b>2,400円分</b> ※申請書の裏面に貼付</li> <li>3 認定証及び譲受許可証を返送するための書留用封筒(角形2号)</li> </ol>
技能講習の受講申込み等	<p>&lt;受講申込み&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下記受付時間内に、住所地警察署に電話予約 ※ 受講希望日の14日前までに</li> <li>○ 右記の必要書類を郵送</li> </ul> <p>&lt;技能講習修了証明書の交付&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 右記の必要書類を郵送</li> </ul>	<p>&lt;受講申込み&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 技能講習受講申込書 1通</li> <li>2 高知県収入証紙 <b>14,000円分</b> ※申込書の裏面に貼付</li> <li>3 通知書を送付するための送信用封筒(角形2号)</li> </ol> <p>&lt;技能講習修了証明書の交付&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 証明書を送付するための書留用封筒(角形2号)</li> </ol>
猟銃・空気銃所持許可証の交付 <b>※新規許可者のみ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 右記の必要書類を郵送</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 許可証を送付するための書留用封筒(長形3号) ※手数料不要</li> </ol>
講習修了証明書の書換え・再交付申請  技能講習修了証明書の書換え・再交付申請	<p>【書換え】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 右記1、2、4を郵送</li> </ul> <p>【再交付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 右記3、4を郵送</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 講習修了証明書等書換申請書</li> <li>2 講習修了証明書・住民票の写し又は</li> <li>3 講習修了証明書等再交付申請書</li> <li>4 送信用封筒(角形2号) ※手数料不要</li> </ol>
教習資格認定証の書換え・再交付申請	<p>【書換え】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 右記1、2、5を郵送</li> </ul> <p>【再交付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 右記3～5を郵送</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 講習修了証明書等書換申請書</li> <li>2 教習資格認定証・住民票の写し</li> <li>3 講習修了証明書等再交付申請書</li> <li>4 写真 1枚</li> <li>5 送信用封筒(角形2号) ※手数料不要</li> </ol>

- 1 受付時間は、**平日の午前9時から午後4時(午後0時から午後1時を除きます。)**までとします。
- 2 **送信(書留)用封筒には、申込(申請)者の住所、氏名を記載し、必要な郵便切手を貼付してください。**
- 3 通常の郵便で郵送された書類については、警察署に到着した確認がとれません。ご自身で確認された場合は、簡易書留等の方法で郵送して確認してください。
- 4 **記載内容や収入証紙の金額等に誤りがあった場合には、来署して訂正してもらうこととなります。**

